

● 有価証券に関する指標

〈商品有価証券の種類別の平均残高〉

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客さまに商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

〈有価証券の種類別・残存期間別の残高〉

(単位:百万円)

		計					
		期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	
国債	2015年度末	13,232	-	906	12,324	2	-
	2016年度末	12,267	-	606	11,658	1	-
地方債	2015年度末	12,879	-	2,263	9,774	842	-
	2016年度末	12,591	-	1,200	9,254	1,090	1,046
短期社債	2015年度末	-	-	-	-	-	-
	2016年度末	-	-	-	-	-	-
社債	2015年度末	52,675	-	15,022	32,603	4,267	781
	2016年度末	43,877	-	12,630	24,182	5,405	1,658
貸付信託	2015年度末	-	-	-	-	-	-
	2016年度末	-	-	-	-	-	-
投資信託	2015年度末	1,116	-	-	290	826	-
	2016年度末	5,690	2,702	-	-	2,988	-
株式	2015年度末	99	99	-	-	-	-
	2016年度末	110	110	-	-	-	-
外国証券	2015年度末	1,999	-	1,003	996	-	-
	2016年度末	1,197	-	-	998	199	-
その他の証券	2015年度末	-	-	-	-	-	-
	2016年度末	-	-	-	-	-	-
合計	2015年度末	82,003	99	19,194	55,988	5,938	781
	2016年度末	75,734	2,813	14,437	46,094	9,685	2,704

〈有価証券の種類別の平均残高〉

(単位:百万円、%)

項目	2015年度		2016年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	13,392	15.52	12,194	15.83
地方債	13,394	15.52	12,083	15.69
短期社債	-	-	-	-
社債	56,774	65.79	47,919	62.23
貸付信託	-	-	-	-
投資信託	915	1.06	3,285	4.26
株式	92	0.10	109	0.14
外国証券	1,720	1.99	1,408	1.82
その他の有価証券	-	-	-	-
合計	86,290	100.00	77,001	100.00

注) 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれます。

〈預証率(期末値・期中平均値)〉

(単位:%)

項目	2015年度	2016年度
預証率(期末値)	7.62	6.85
預証率(期中平均値)	7.97	7.00

〈有価証券の時価情報〉

ろうきんでは、預金の形でお預かりした資金を主として住宅ローンや教育ローンなどに振り向け、勤労者の借入ニーズに応えていますが、その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。

このため当金庫は、保有する金融商品について時価会計に基づく決算を実施しています。金融商品会計に基づく情報については、貸借対照表注記(51頁)をご覧ください。

なお、時価会計をふまえた、ここでの貸借対照表計上額は、あくまでも2017年3月末現在の状況であり、今後、変動してまいります。確定(実現)した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

1 売買目的有価証券

売買目的有価証券は、該当ありません。

2 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

項目	2015年度末			2016年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-
	地方債	8,243	8,660	417	8,245	8,572
	短期社債	-	-	-	-	-
	社債	12,197	12,289	91	6,998	7,055
	その他	-	-	-	-	-
小計	20,440	20,949	508	15,243	15,627	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	-	
合計	20,440	20,949	508	15,243	15,627	

注) 1. 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。

2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3 子会社・子法人等株式および関連法人等株式

子会社・子法人および関連法人等株式で時価のあるものは、該当ありません。

4 その他有価証券

(単位:百万円)

	項目	2015年度末			2016年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-	10	10	0
	債券	57,750	57,042	708	45,391	44,896	495
	国債	13,232	12,949	283	12,267	12,055	211
	地方債	4,636	4,613	23	2,869	2,852	17
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	39,881	39,479	402	30,255	29,988	266
	その他	2,034	2,000	34	1,845	1,821	24
小計	59,784	59,042	742	47,248	46,728	520	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	596	600	△3	8,100	8,165	△65
	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	1,476	1,492	△15
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	596	600	△3	6,623	6,673	△49
	その他	1,081	1,100	△19	2,373	2,413	△40
小計	1,677	1,700	△23	10,473	10,579	△105	
合計	61,462	60,743	719	57,722	57,307	414	

注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。

5 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

(単位:百万円)

項目	2015年度末	2016年度末
子会社・子法人等株式	50	50
関連法人等株式	-	-
非上場株式	49	49
労働金庫連合会出資金	7,700	7,700
私募投資信託 (REIT)	-	2,669
合計	7,799	10,468

〈金銭の信託の時価情報〉

(単位:百万円)

	2015年度末		2016年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭信託	800	-	-	-

注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における時価により計上したものです。
2. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。
3. 「満期保有目的の金銭の信託」および「その他の金銭の信託」はありません。

● 金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

「デリバティブ取引」とは

金融自由化が進むにつれて、国内、国外の金融市場で、金利や為替、株式等に関する先物やスワップ、オプションなどの新しい手法を用いた、いわゆるオフバランス取引(帳簿外の取引)が急速に広まってきました。

これらの取引は、「デリバティブ」(金融派生商品)取引と呼ばれ、金利や本来の金融取引から派生した取引のことであり、大きくは次の3つのタイプに分かれます。
(1)先物 (2)スワップ (3)オプション

「先物取引」「先渡し取引」とは

もともになるもの(例えば国債等)の価格、金利、指数について、将来の決まった時点で精算する約束のもとに、その値を売買する取引のことをいいます。

「先物取引」が取引所に上場しているのに対し、「先渡し取引」は、相対取引の店頭取引であるという違いがあります。

「スワップ」とは

あらかじめ定められた一定の条件のもと、異なる2種類のキャッシュフローを交換する取引のことです。同一通貨の場合(金利スワップ)と異なる通貨の場合(通貨スワップ)があります。当金庫では、固定金利選択型ローンの取扱いに伴う、金利変動リスクを避けるためにスワップを利用しています。

「オプション」とは

あらかじめ定められた一定の条件のもとで、債券、株式、通貨などの特定の商品を購入または売却する「権利」を売買する取引のことです。オプションの購入者は対価(プレミアム)を支払ってオプションを行使する権利を手に入れ、オプションの売却者はオプション行使に応じる義務を負います。

当金庫でキャップローン(上限金利付住宅ローン)の取扱いに伴う金利変動リスクを避けるために利用しているキャップも、このオプションのうちの一つです。

● 「当金庫のデリバティブへの取組み姿勢等」について

1. 「利用目的」

当金庫では、保有している金融資産や負債についての将来の金利変動などによる損失を回避するため、一定の範囲でデリバティブ取引を活用しています。

2. 「取組みの情報」

具体的には、固定金利選択型住宅ローン、上限金利付住宅ローン等で低利な融資をご提供する際や長期の預金をお預りするにあたって、将来の金利変動リスク回避を目的として、金利関連取引を実施しています。

3. 「リスク管理に対する管理態勢」

当金庫では、「資金運用規定」等によって、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取扱基準を定め、それらに基づいた運用を行っています。運用状況については、理事会などに報告しています。

今後とも相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理態勢の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

自己資本の充実の状況

● 金利関連取引

(単位:百万円)

項目	2015年度末				2016年度末			
	契約額等	引当	時価	評価損益	契約額等	引当	時価	評価損益
取引所	金利先物	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
	金利オプション	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
	金利スワップ	受取固定支払変動	-	-	-	-	-	-
		受取変動支払固定	18,000	7,000	△362	△362	-	-
受取変動支払変動		-	-	-	-	-	-	
店頭	金利オプション	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
	キャップ	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
	フロアー	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
	スワップ等	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
合計		18,000	7,000	△362	△362	-	-	

注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しています。
2.時価の算定
取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっています。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しています。

● 通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジット・デリバティブ取引

該当するデリバティブ取引の取扱いはありません。

● その他業務に関する指標

〈公共債窓口販売実績〉

(単位:千円)

項目	2015年度	2016年度
国債	108,670	38,200

〈投資信託窓口販売実績〉

(単位:千円)

項目	2015年度	2016年度
投資信託	31,161	12,996

〈内国為替取扱実績〉

(単位:件)

項目	区分	2015年度	2016年度
送金・振込	各地へ向けた分	263,087	269,759
	各地より受けた分	2,806,195	3,047,578
代金取立	各地へ向けた分	10	5
	各地より受けた分	11	24
合計	各地へ向けた分	263,097	269,764
	各地より受けた分	2,806,206	3,047,602

● 単体自己資本比率(国内基準)

(単位:%)

2015年度	2016年度
10.33	10.14

注)当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」(以下、「自己資本比率告示」といいます。))により、自己資本比率を算定しています。この告示は平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されております。また、当金庫は国内基準を採用しております。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準とよばれる自己資本比率が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる比率が適用されます。2013年度末から適用する算式は以下のとおりです。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額(注1))} \\ - \\ \text{コア資本に係る調整項目の額(注2)} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{信用リスク・アセットの額の合計額(注3)} \\ + \\ \text{オペレーショナル・リスク相当額} \times 1.25 \text{(注4)} \end{array} \right)}$$

(注1)出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計
(注2)無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計
(注3)資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(含むオフバランス取引等)、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額
(注4)8%(国際統一基準の自己資本比率)の逆数である1.25を乗じています。

①信用リスク・アセットの計算方法

「標準的手法」および「内部格付手法」のうち、当金庫は「標準的手法」(注)を採用しています。

(注)標準的手法…細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン(1億円以下)が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

②オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」および「粗利益配分手法」および「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」(注)を採用しています。

(注)基礎的手法…粗利益の15%(直近3年の平均値)をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は10.14%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き、保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。